

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田布施町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県 田布施町長

公表日

令和6年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、町内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方を被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。資格に係る事務としては、主に住民票の異動や被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失、世帯主変更などの資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得等から国民健康保険税を算定し、納税通知を行う。具体的には、</p> <p>①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更などの異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、所得等を確認／整備 ④課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑤口座振替、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理、機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity住民情報(国民健康保険) ・国保事務処理標準システム(国民健康保険) ・Acrocity住民情報(国民健康保険税) ・国保事務処理標準システム(国民健康保険税) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)の窓口端末(以下「国保総合PC」という。) ・医療保険者等向け中間サーバ等 <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 第30項-1(保険給付の支給に関する事務) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠)27、42、43の項 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報提供の根拠)第1、2、3、4、5、8、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、25の2、31の2の2、41の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59-3条 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠)20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課 保険年金係、賦課徴収係
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 総務係 ☎0820-52-5802 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険課 保険年金係、賦課徴収係 ☎0820-52-5809 〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月4日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康保険課長 中田 正美	健康保険課長 吉村 明夫	事後	人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106の項(別表第二における情報照会の根拠)42、43、44の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27、42、43、44、45の項	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity国民健康保険 ・Acrocity国民健康保険税(料) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ	Acrocity国民健康保険、Acrocity国民健康保険税(料)、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)の窓口端末(以下「国保総合PC」という。) ※国保総合(集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格管理を行うことによる国保情報集約システムの追加。
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画課 総務係	総務課 総務係	事後	
令和1年5月27日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康保険課長 吉村 明夫	健康保険課長	事後	様式変更における内容変更のため。
令和1年5月27日	II-1 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月27日	II-2 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月27日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更における項目追加のため。
令和2年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、町内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方を被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。資格に係る事務としては、主に住民票の異動や被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失、世帯主変更などの資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得等から国民健康保険税を算定し、納税通知を行う。具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更などの異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、所得等を確認/整備 ④課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑤口座振替、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収	国民健康保険法に基づき、町内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方を被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。資格に係る事務としては、主に住民票の異動や被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失、世帯主変更などの資格異動を行う。また、資格異動に伴う被保険者証の交付を行う。賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得等から国民健康保険税を算定し、納税通知を行う。具体的には、 ①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更などの異動 ②資格異動に伴う被保険者証の交付 ③賦課に向けて、所得等を確認/整備 ④課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑤口座振替、年金特別徴収(年金からの天引)などの方法により徴収	事前	
令和2年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity国民健康保険、Acrocity国民健康保険税(料)、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)の窓口端末(以下「国保総合PC」という。) ※国保総合(集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	Acrocity国民健康保険、Acrocity国民健康保険税(料)、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)の窓口端末(以下「国保総合PC」という。)、医療保険者等向け中間サーバ等 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
令和2年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 第30項-1(保険給付の支給に関する事務) 第30項-2(保険料の徴収に関する事務) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 第30項-1(保険給付の支給に関する事務) 第30項-2(保険料の徴収に関する事務) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条、第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27、42、43、44、45の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27、42、43、44、45の項 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月7日 時点	事後	
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月7日 時点	事後	
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	
令和2年3月24日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない 十分である	事後	
令和2年3月24日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない 十分である	事後	
令和3年11月19日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険情報ファイル	国民健康保険情報ファイル	事後	
令和3年11月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27、42、43、44、45の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27、42、43、44、45の項	事後	
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月7日 時点	令和3年7月15日 時点	事後	
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月7日 時点	令和3年7月15日 時点	事後	
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
令和4年10月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 第30項-1(保険給付の支給に関する事務) 第30項-2(保険料の徴収に関する事務) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条、第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表第一 16、30の項 第30項-1(保険給付の支給に関する事務) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和4年10月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27、42、43、44、45の項 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27、42、43の項 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (平成26年内閣府・総務省令第7号における情報提供の根拠)第1、2、3、4、5、8、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、25の2、31の2の2、41の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59-3条(平成26年内閣府・総務省令第7号における情報照会の根拠)20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月15日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年10月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月15日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和6年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	Acrocity国民健康保険、Acrocity国民健康保険税(料)、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)の窓口端末(以下「国保総合PC」という。)、医療保険者等向け中間サーバ等 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity住民情報(国民健康保険) ・国保事務処理標準システム(国民健康保険) ・Acrocity住民情報(国民健康保険税) ・国保事務処理標準システム(国民健康保険税) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバ ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)の窓口端末(以下「国保総合PC」という。) ・医療保険者等向け中間サーバ等 ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
令和6年2月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和6年1月4日 時点	事後	
令和6年2月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和6年1月4日 時点	事後	